

議会活性化特別委員会会議録

(令和4年6月23日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会活性化特別委員会会議録

本日の会議 令和4年6月23日(木)
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	金 繁 典 子	副委員長	吉 田 茂 生
委員	尾 崎 恵 一	委員	嘉 喜 山 茂
委員	池 田 栄 次	委員	少 林 法 子
委員	石 川 秀 夫		

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長 原 田 達 也

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 本 多 幸 雄 局長補佐 小 松 一 恵

説明のため出席した者

なし

本日の委員会に付した案件

- (1) 調査研究事項1 「議会基本条例に関すること」
 - ①前文～第6条の確認
 - ②第7条～
- (2) その他

開 会 10時00分
閉 会 11時45分

○吉田副委員長 それでは定刻になりましたので、議会活性化特別委員会を開催いたします。
まず最初に、委員長挨拶、お願いいたします。

○金繁委員長 今日もお忙しい中、皆さんお集まりいただきましてありがとうございます。
早速ですが始めたいと思います。

前回の6条まで解釈をした中で、まず今後その参考条文、地方自治法などの条文と用語解説を条文ごとに掲載してはどうかということで、掲載していただきました。御確認ください、赤字で入れていただいています。

そして、3条から6条までの解釈、この委員会で話し合っただけ訂正があった部分についても赤字で書いていただいています、御確認ください。何かありましたらお願いします。条文は憲法と地方自治法入れてくださってますね。よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○金繁委員長 それでは、今日は7条からですね、石川委員お願いします。

○石川委員 7条の1項ですが、地方自治法116条により、議会の全ての会議は、これ原則ちょっと抜けてますんで、原則ちょっと入れないといけないと思いますが、原則公開措置、秘密会の開催については議長もしくは議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは委員会を開催できる。

愛南町議会における議会情報の公開に関する要綱で規定されている。委員会については、愛南町議会委員会条例18条により、議員のほか委員長の許可を得た者が傍聴することができる。議会・委員会を傍聴できない者は、愛南町議会傍聴規則7条に規定されるということです。

2項、地方自治法115条の2に、公聴会及び参考人制度を活用し、議会の審議に反映するよう努めるもの規定されています。公聴会・参考人については、会議規則第14条及び第15条に規定されていると。

第3項、議会は町民に説明責任を果たすために、議会情報の公開に関する要綱に規定されている。町民の意見を反映するように努めるためにも、当条例8条にこれを定めている。

4項、地方自治法115条2の2項に、事務に関する調査または審査のため必要があると認めるときは参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができると規定されているということで、町民の参加と町民との関係をうたった7条はですが、私の解釈としてはこういう解釈です。

以上です。

○金繁委員長 ありがとうございます。

じゃあ1項からやっていきますか。最初、町民と議会との関係ということで7条から8条、2条に規定があります。1項、議会は全ての会議を原則公開とし、会議の傍聴者には資料の公開に努めるということで石川委員の解釈、石川委員これは案として出てるのと違う点とか、特に何かありますか、ここ直したとか。

○石川委員 すみません、案はちょっとあまり熟読しておりません。

○金繁委員長 そうですか。皆さん何か御意見ありますか、この解釈について。

石川委員。

○石川委員 この第7条の情報公開になろうかと思うんですけども、これに関しては公開に関する要綱が規定されておりますんで、それに沿った形でこの基本条例の第7条が補足というか、考え方を書いているというふうに私は理解してますんで。

○金繁委員長 今の石川委員の御意見に対して、何か質問とか御意見とかありますか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 今の意見じゃないんですけど、僕としたらやっぱり事務局の案、これに沿ったんでそれほど変わりはないんで、これでいいんじゃないかなとは思ってます。

○金繁委員長 ほかに御意見ないですか。御意見ないですか1項の解釈。今、嘉喜山委員からは事務局の案でいいのではないかという御意見出ましたが。確かに地方自治法の解釈は丁寧に書い

てはくださってますね、長いですけどね石川委員よりね。

石川委員。

○石川委員 7条のこの解釈で、この案を僕もあまり熟読してはないんですが、報道の自由とか傍聴の自由、この辺りのことを書かれてますけど、ちょっと違うんじゃないかなと、7条の解釈に関してですね。あくまでこれ町民参加と町民との関係ということで、議会との関係ということですので、ここにこの報道の自由とか傍聴の自由とか出してくるといのは、僕はちょっと理解できてはないんですけど。

○金繁委員長 今の御意見に対して、どなたか御意見ありませんか。

本多事務局長お願いします。

○本多事務局長 今の御意見なんですけども、一応地方自治法の115条については、これはあくまでも本会議のことで、これは公開原則ということになってます。それで、その公開の原則の担保としましていわゆる傍聴の自由、そして報道の自由、会議録の公表という3つが定められているというこの解釈でお願いをいたします。

○金繁委員長 すみません、何の担保としてですかね。

本多事務局長。

○本多事務局長 本会議の公開性の担保としてです。

○金繁委員長 1条は全ての会議を原則公開と書いてありまして、この傍聴の自由とか報道の自由、会議録の公表、直接関係ないようにも石川委員のおっしゃるとおり思えるんですけども、今、本多事務局長がおっしゃったように、これは報道の自由というの、すなわちこれも住民の知る権利とか議会で行われることを情報を得るといことを担保するものであり、会議録の公表もまた同じと考えられるので、担保するものだという解釈は法の解釈として正しいと思います。

少林委員。

○少林委員 石川委員の1項のところ、この第7条はそういういろんな知る権利とか情報公開のことを書いているんだと、今、一番最初に前に言われたんですが、しかし解説のところを見ますと、公開としのあとは秘密会の持ち方とか詳しく書かれていたりしてですね、ここの第7条の趣旨というのはなるべく情報公開をしていくぞということが趣旨で書かれていることなので、少しそこんところが逆行しているようにも思えるなというんですが、いかがでしょうか。

○金繁委員長 今の少林委員の御意見に対して、何か御意見ありませんか。

石川委員。

○石川委員 あくまで原則公開ということでありまして、その原則以外は何があるんかっていうのはきちっと解釈してないと、誤った議会になるんじゃないかなというふうに思ってます、これこれこれは公開ですよと、こういう場合については秘密会になります、それはもう会議規則等にも書かれてますんで、その上でのあくまで7条の解釈ということで私は考えてます。

○金繁委員長 この事務局の解釈のところにも、例外として秘密会とすることができるという文章が入ってるので、この嘉喜山委員のおっしゃったように、私もこれがこの解釈でいいのではないかなと思うんですけども、どうですか反対の意見、石川委員のほかにいらっしゃいましたら。

少林委員。

○少林委員 もしそうだとすると、事務局のほうがつくられた、非常に情報公開に関して細々といろいろ、米印もたくさんある分はなしということになるんでしょうか。

○金繁委員長 用語の解釈も入れましょうということに前回なったので、これは生かしたほうがいいんじゃないですかね。生かすということですよ。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 その米印のところについては、やはりちょっと整理は必要だろうとは思ってます。

○金繁委員長 例えばどうしたらいいですか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 例えば用語として、その8項はそれぞれ請願とは続けんくずに、請願とは何ですとかいう説明にとどめたほうがええんじゃないかなと思ってます。

○金繁委員長 手続的なことをここで入れる必要がなくて、そういうものですよという定義ですからね、なるほど。陳情も同様に、制度ですと止めるんですかね。いかがでしょうか事務局、よろしいですかね。

本多事務局長

○本多事務局長 そのように直します。

○金繁委員長 よろしくをお願いします。

ほかの委員の皆さん、どうですか御意見。

なければ、これ1項の解釈は、この事務局の解釈を採用ということでもいいですかね。嘉喜山委員と少林委員の意見で。

じゃあ2項目いきます。2項目は、議会は地方自治法に定める公聴会及び参考人制度を活用し、議会の審議に反映するよう努めるものとするということで、石川委員の解釈と事務局の解釈の違うところは、事務局は議案の審議に反映させるため、公聴会制度や参考人制度や学識経験者の専門的知見を活用することを定めていますと。石川委員は、115条の2に公聴会・参考人制度を活用し、議会の審議に反映するよう努めるものと規定されている。いかがでしょうか皆さん、この解釈については。

嘉喜山委員、お願いします。

○嘉喜山委員 先ほどの意見はですね、1号に限らず2・3・4号も同じように委員会の意見でいいんじゃないかなと、意見じゃなくて案ですよというつもりでした。

○金繁委員長 その理由は何ですか。

○嘉喜山委員 これについては、どういうふうに判断されるか分かりませんが、その条文の内容に沿った解釈をきちんとできとるんで、僕はそれでいいんじゃないかなと思います。

○金繁委員長 じゃあ事務局の案でいいという御意見出ましたけど、ほかの方どうですか。石川委員が調べて解釈をしてくださっておりますが。どうですか。

尾崎委員。

○尾崎委員 事務局の2項の分では、学識経験者の知見を活用するとなっていてところが、ちょっと石川委員のと違うところなんですけど、実際には経験者のそういったものも活用することができる人材が分かりやすく、これも入れとる事務局のほうが。

○金繁委員長 そうですね、実際には学識経験者なども入ってきますね専門家、確かに。じゃあせっかく書いてきていただきましたけど、これもこのままでいいですかね。

石川委員。

○石川委員 あえて私書かなかったんですけど、細いですね、どういう人を呼ぶかというのはあくまで議会が決めることであって、その案件・事件によってそれは判断されるんだろうというふうに思ってますんで、あえて私はここで縛った形ですね、どういう方を呼ぶというようなことを付け加えてはないんですよ。

○金繁委員長 今の御意見に関して、何か御意見ある方いらっしゃいませんか。

尾崎委員、お願いします。

○尾崎委員 学識経験者を招聘していくということは、前文の参考人制度の中に含まれとるという解釈でよろしいんですよ。

(発言する者あり)

○金繁委員長 だからこそ解釈なんですよ。参考人制度を解釈したら、学識経験者の専門的知見を活用するという内容になるんだと思います。ということですかね尾崎委員。

○尾崎委員 文字に出すか出さんかですよ。

○金繁委員長 ここは解釈なので、出したほうが解釈かなって感じがしますが。

そしたらいいですかね、この事務局の説明を入れた形で。

そして3項いきます、いいですか。議会は町民に説明責任を果たすとともに、町民の意見及び地域の要望を的確に把握するよう努めるものとする。石川委員が、議会は町民に説明責任を果たすために、議会情報の公開に関する要綱に規定されている。町民の意見を把握するよう努めるために条例8条にこれを定めています。

事務局は、議会は町民に対する説明責任を果たすとともに、町民の意見を把握することを定めています。大変似てるんですけども、嘉喜山委員はこれも事務局ということで、ほかの皆さんどうですか。

少林委員。

○少林委員 基本的に嘉喜山委員に賛同いたします。

○金繁委員長 分かりました。じゃあこれも事務局の解釈でいきますか、せっかく書いていただけてきたんですけども。

それでですね、ここで今後の検討課題の候補として一つ指摘しておきたいかなというのが1点あります。何年前やったかな4年前ぐらいですかね、御船町というところに議会活性化委員会、全員だったんですけどそのときは、視察に行きました。とても住民参加の機会を積極的につくっていらっしゃる議会で、住民によるモニター制度というのを採用していらっしゃったと思います。これを愛南町議会も今後検討するかどうかというのは、住民参加の機会を確保するために採用するかどうかというのは検討してもいいのかなとは思っています。また10月に視察に議会活性化で全員で行くようなので、視察先のそういう参加制度なども参考にして、また議論できたらとは思いますが。

(発言する者あり)

○金繁委員長 御船町というところです。

(発言する者あり)

○金繁委員長 そうです、石川委員もいらっしゃった。そういう制度、町民から直接聞くモニター制度を採用することによって、こういう地域要望を的確に把握できるようになるという意図だと思います。

池田委員。

○池田委員 大変重要なことだと思うんですが、それ検討委員会もあるやないですか、今の基本条例を解釈してそれを運用して、それからの話じゃないですか。

○金繁委員長 ここですぐにどうこうじゃなくて、前回もそうやったんですけど、この活性化委員会で検討する課題の候補を挙げて、一旦この条文の解釈が終わったら、そこでどの課題をこの委員会で検討するかっていうのを話し合えたらと思っているんですよ。

池田委員。

○池田委員 それは論点整理というか、あれせないけんで、今のこの会はこの解釈に集中しませんか。

○金繁委員長 解釈に集中するんですけど、その条文ごとに何が課題になってくるかというのは一応挙げておいたほうが、あとで見るときに分かりやすいと思うんですよ。挙げとくってというだけの話です。ここでそれをどうこういうんじゃないで。

○池田委員 僕の意見としては、今、解釈をして、それで検証委員会もあることやしそのあとで、まずこれを運用していかないといけんやないですか。

○金繁委員長 いいですか池田委員、まさに運用することの具体的な例として、課題として例えばモニター制度のことを言ってるんですよ。検証委員会というのはこの条文を、基本条例を変えるかどうかという話ですよ。それは議会運営委員会でやられますよね。この活性化委員会でやることは、みんなで最初話したように、この条文を読んで逐条解釈をつくとともに、今後というか今既にある申合せ事項とか規則とかで合わないところ、問題点を洗い出しましょう

ということですよ。で、モニター制度はそれをさらに具体化するものになると思うんですけど、さらによくするものとしてリストに挙げとくっていただけです。

池田委員、どうぞ。

○池田委員 その辺はあれだと思いますけど、その次の段階、バージョンアップっていうのはもうちょっと今のところ、それよりかは今の条例を忠実に解釈してそれを運用して行って、それであとで問題が出ればっていうのが問題というか、その改善点もあれば、それで改善していくべきやと思います。

○金繁委員長 ほかに皆さん御意見ないですか、この点に関して。

少林委員。

○少林委員 どちらの言うこともよく分かるなと思ってます。これまでいろいろこれ運用してきてもう気がつかれてる、今後これ課題だなと思うのがあったら、解釈のあとにちょっとさらっと言うということで、ここではそれに対して深くあれしないということくらいで、ささっとそこはいったらいかがでしょうか。

○金繁委員長 いいですか、私その課題を一つ一つここで議論するつもりはなくて、先ほど申したように問題となる点、例えば申合せ事項に書いてある再質問は3回までとかねっていうのはこの条例に合うのかどうかっていう、私のところで出てきますけど次の9条で。それはこの条文を理解するために、その問題意識を持つことは大事じゃないですかね。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 その問題点を挙げることはいいけど、それ以上深く入らんかったらそれでいいんじゃないですか。

○金繁委員長 入るつもりはないです。よろしいですか池田委員、ありがとうございます。

じゃあ次4項、議会は請願及び陳情の審査において必要に応じて提出者に説明を聞く機会を設けることができる、請願・陳情について規定しています。

石川委員からは、地方自治法115条の2の2項に、事務に関する調査または審査のため必要があると認めるときは参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができると規定されているということです。

事務局のほうは、請願及び陳情の審査において必要に応じて提出者に説明を聞く機会を設けることができますとさらっと。どちらも非常に似ていますが、どうでしょうか、嘉喜山委員はこれも事務局の解釈を採用したいということですが、ほかの方はいかがですか。

尾崎委員。

○尾崎委員 もうずばり請願・陳情ということで明快に、原文にも出とるんですけど、ちょっと自治法見てないんですけど、109の4項はもうこれを指しとんですか。

(発言する者あり)

○金繁委員長 石川委員。

○石川委員 自治法は請願・陳情だけじゃなくて、議会が事件等によって出頭を求め意見を聞くというのが大枠で入ってます。この基本条例では請願・陳情という縛りになってますんで、あえて私はそこを縛ったような形では書かなかったんですけど。そういうことなんで。基本条例は縛ってますから。

○金繁委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 概要はよく分かったんですけど、基本条例ではもう請願・陳情ということで明快に出されとるんで、地方自治法の中には含まれてますけど、もう明快に請願・陳情でいいんやないかと私は思います。

○金繁委員長 じゃあ事務局の案で。ほかの方いかがですか。なければ事務局の案でいきますか。石川委員お疲れさまでした。

すみません今の4項のところで、請願の審査なんですけど、パブコメがありまして、パブコ

メの39番、19ページ、7条4項に請願及び陳情の審査で必要に応じて提出者に説明を聞く機会を設けることができるとありますが、提出者は要請があるのかないのか分からずしばらく宙ぶらりんな状態になります。

ほかの市町村の規定なども調べた結果なのではないかということで、要は説明の機会を設ける設けないの基準をもってほしいということではないかと思います、明確な基準が愛南町の申合せ事項等にはないので。ちょっと調べたところ、愛媛の松前町の議会基本条例には、説明を聞く機会を設けることができるのがうちと同じ原則なんですけど、もちろんそうなんですけど、できない場合は提出者に説明をしないといけないという一文が入っていましたのでそれも課題の1つ、手続について規定した申合せ事項が、この条例の趣旨に沿うものかどうかというのは、検討課題にしてもいいのかなとは思いました。

石川委員。

○石川委員 今のですね、参考人を呼ぶ場合の事務手続をちょっと事務局に聞いていただきたいんですが。

本多事務局長、お願いします。

○本多事務局長 参考人を呼ぶ場合なんですけども、あくまでも議会を代表するのは議長になりますので、委員会のほうは参考人を呼ぶことを決定いたしましたそれを議長に要請して、議長が議長名で参考人に対して会議に参加していただくように依頼をするということになります。

○金繁委員長 石川委員。

○石川委員 その場合に、その参考人を呼ぶ日程というか、1週間ぐらい日程を通知から開催まで、例えば委員会で請願の審査をするんで参考人として来てくださいというのは、前日なのか1週間前なのか1か月前なのか、その辺りはどうなってますかね。そんなに1か月もないとは思って、通常定例会が始まる前なのであまり日程はとれてないと思うんですけど、大体どれぐらいの日程を目安に通知を出してますか。

○金繁委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 請願を付託するのは議会本会議の初日になります。それ以降にももちろんなるんですけども、それ以降に委員会に付託された請願等を委員会の中で諮って、そこで参考人を呼ぶかどうかを決定します。そしてあくまでも委員会が開催できるのは会期中ですので、会期中なり再度また参考人を呼ぶなりして請願を審査する機会があると思いますから、あくまでもその本会議の開催期間中ということになると思います。

以上です。

○金繁委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 仮にです継続審査になりましたら、そういった本会議の間ということではなくなるんですけども、そういった解釈でお願いしたいと思います。

○金繁委員長 石川委員。

○石川委員 先ほどのパブコメのいただいた方は、多分いつ連絡がくるかということで、参考人としていつ行ったらええんやろかというのが分からないっていうところがあって、そういうコメントが出てるんじゃないかなというふうに思いますんで、期間中であれば1週間、議会が開催されるのは通常1週間になりますんで、その辺りの定義があまりはっきりしてないんじゃないかなと、僕はそのコメントを聞いて思いましたんで、そこをどうにか分かる形にしとけばいいんじゃないかなと。例えば請願書の下のほうに書いてあげるとか。

○金繁委員長 どうでしょうか皆さん。

(発言する者あり)

○金繁委員長 ちょっとずれました確かに。でも手続はつきりとは決まってないんですよね、その辺の日程をどうするかというのはね。余談になるかもしれないんですけど、松山市議会は請願を受け取る時に、もう説明は何日がいいですかって日を決めるそうです。そういう事務手続

もあるみたいで。

石川委員。

○石川委員 それは参考人として呼ぶ場合の前提にして、呼ばない場合もあるけども、呼ぶ場合はこういう日程になりますよというのをあらかじめ受付した段階で言うということですか。

○金繁委員長 そうみたいです。その辺の手続のことはちょっと調べて、ほかの町のことも調べてみますか。あとその提出期限が請願の10日前というのもほかの議会に比べると結構早いような気もするので、その辺もちょっと手続を調べてみてはどうかと思うんですがどうですかね。
本多事務局長。

○本多事務局長 参考人を呼ぶかどうかは、やはりその委員会の中で請願を付託されて決定する必要があるので、その手続を踏まえてからということになるのかとは考えています。

以上です。

○金繁委員長 ほかの議会の規則もちょっと調べてみますか。

本多事務局長。

○本多事務局長 了解しました、調べてみます。

○金繁委員長 お願いします。それでいいですか石川委員。

それでは7条を終わります、よろしいですか。

では8条、町民と議会との関係、議会報告会ですね。8条、議会は議案等の審議の経過及び結果について町民に報告するとともに、町政全般にわたる課題について意見交換等を行う議会報告会を年1回以上開催するものとする。

これについて、吉田委員お願いします。

○吉田委員 担当なんで、そこに書いてるとおり、議会報告会の位置づけというところでこの辺なのかなと。町民との意見交換、それから町民との情報交換の場、議会及び町政の町民参画の場、町政への民意反映の場、意思決定機関としての説明責任の場というところで、それからあと議会ですかね、議会が二元代表制の一翼であることの再認識をする場、議会に対する理解を求めるといのが議会報告会の位置づけなのかなと。我々も町民に対してこういうところで意見交換会、それから情報交換をする場であると考えております。これも個別的にしてる方もいらっしゃるんでしょうけども、そういう面ではきちっと町民に対して説明する義務があるのかなというふうに思います。

この中で8条として位置づけがあるわけですけども、特にこれをどうのこうの、案のほうもありますけども、そんなに大して変わってないのかなと、それよりも内容ですかね。問題点については、その開催回数もしくは開催日時ですかね、これが、今、現況で愛南町の場合妥当なのかどうか。それから1回我々も経験しましたけども、参加者の人数非常に少なかったと思うんですが及び固定化、来る方が決まってしまうというふうな問題が問題点としては浮き彫りになってくるのかなというふうなところなんです。

この中で条文をどういうふうに解釈していくかっていうのはですね、非常にこれ難しいんですけども、それは多ければ多いほうがいいんでしょうけども、前回みたいな形の報告会であれば1回でもいいのかなと。もっと活発にできるのであればもうちょっと有意義に開催していくのも、数回開催していくのも意義としてはあるのかなというふうに思います。

パブリックコメントを整理してみますと、1番から5番、議会報告会・議会報告会等に変更、そうですね報告会などですかね。に、これは多分情報公開の場をつくってくれという意味合いだと思います。それから町民に報告する、町民に書面で報告する、それから議会報告会は今までやってなかったといっても等しい、これやりましたんでこれはちょっとずれてますかね、年4回の定例会と全員協議会の報告は必ず行うこと。

それから町長は議員が町民に報告していると言っているが、報告してもらったことは1度もない。先進地視察もよくやっているようだが、どこで何を研修したのかも報告してほしい。そ

それから意見交換会は定例議会後年4回以上開催する、住民から要求があった場合は開催する。議員各自が議会報告をするというふうなパブリックコメントが出ておりました。これ全部が、全てが全て町民の意見を聞くっていうのはこれ難しいことだと思うんですけども、どうですかね、これは皆さんのほうでこういうパブリックコメントが出てますんで、条文を議会報告会等々にするのか、それから年1回以上開催するのが妥当なのかどうか、2回以上というのも1つの案なのかなというふうには思ったりはします。

それから意見書としては、議会報告会は個々の議員が行うべきだ、町民参加の原則からいえば意見交換会は議会ごとにやるべきだ、意見交換会テーマについては町民が決めるべきだと。これもちよっと3番はちよっとあれかなと思いますが、一応こういう意見書として出ておりました。これはあくまでも参考なんで、これに従っていかに町民の方に、議会と町民との情報交換の場をうまくやっていくのかというのが重要なことだと思います。

それから先進地の開催事例としては一応宝塚市を見てみました。時間・開催日時については定例会終了後、平日6時から8時、それから土曜日については10時半から午前中ですね、それから日曜日午前中と、3会場で開催をした。年4回それぞれ3回ずつ合計12回ということですかね。全議員を3グループに分けて実施、見解が分かれる案件については、議員個人の見解を表明することは控える運営をしていると。これはあくまでもですね、前回もそうですけど1議員に対しての意見というのは、ちよっとこれは議会報告会としてはもう決まったことを報告するわけですから、これはちよっといかなもの、こういうことだと思います。これは妥当なことですかね。

それから、状況としては議員自らビラを配り広報しているが、平均参加人数は10人前後で参加者も固定化の傾向にあると。意見交換会を開催する予定かどうか、報告会についてはある面ではオープンにされてるんで見てる人は見てるし、ホームページにも掲載はしてるんで、見る見ないっていうのはこれちよっといろいろ町民の方の千差万別いろいろありますんで、見る方はきちっと見ていただいているんですが、ほとんど見ていただけてない方も多いのかなというふうな気がしますんで、ここをどういうふうに改善していくのかということですかね。

それから函館市議の今後の方向性、これは今後どういうふうにやっていくかということで、議会報告会は議会活動を市民の皆様にお知らせするとともに、市民の皆様の御意見をお伺いすることを目的に開催していますが、現行の不特定多数の市民を対象とする開催方法では議会の意図する報告会となっておらず、先進地においても同様の問題を抱えており、市民が何に関心を持ち、何が地域の課題なのか十分意見が聞けるとは言えない状況である。

会津若松市では、市民ニーズに合った対象とテーマを絞って開催することで成果を上げており、宝塚市も今後意見交換会を開催する予定であると。当市としても、議会報告会の目的を達成するためには、これまで実施した報告会の形式にとらわれず、常任委員会の懇談会、参考人制度、公聴会制度などの現行の委員会制度により、積極的な活用や委員会にとらわれず、グループ分け及び地域割を行い横断的に市民との意見交換をする方法を考えるということで、これ先進地の開催事例ですかね、という形です。

私自身の見解とすれば、一応8条の現行も、今回案のほうもそんなに大きくかわってないのかなというふうな感じがしますんで、ここには意見交換会等に入ってるんですかね、などが入ってるんですかね、どっちがいいのか。前回ちよっといろいろ考えてみますとですね、今回いろいろと、今、学校の統廃合の問題をいろいろと出てますけども、これは我々が議会報告会の中で町民に訴えた中にその統廃合の問題はあったと思うんですが、一切出てこなかった、意見がなかったというふうなことがあって、今はここにきて再燃してるっていうのもちよっとどうということなのかよく分かりませんが、もうちよっと絞りながら、何か問題があったときにそういう意見交換会を地区でやっていくと、やっぱり愛南町広いもんですから、いろんな地区でいろんな問題があるんで、そこについては、例えば津波避難タワーっていうのは一本松地区は

ほとんど要らないわけで、要る場所要らない場所こういうふうにはっきり分かれてますんで、その辺は意見交換会として、議会としてこういう問題があったときに、さっきの先進地のように、こういう問題があるんで住民の皆様の意見を聞きたいという形で開催するのは自治会、町はやってると思うんですよね。町はやってるんで、そこで意見集約できてるのかなという気はしますけども、どっちかという説明会・報告会のほうが多いんで、意見を徴集していくと、吸い上げていくという面ではそういったことも必要なんで、意見交換会等の場として議会報告会を年1回が妥当かどうか、ちょっとここは議論の余地があるのかなと、2回でもいいのかなという気はしますけども、ちょっとその辺はあれですけど、事務局のほうの案でいいのかなというふうに私は思います。

以上です。

○金繁委員長 お疲れさまでした。

先進事例でとても参考になりますね、グループ割とか地域割、テーマに応じて開催とか、これまでも愛南町議会でも話し合ってはきたんですけど、ぜひこれを機会に前向きに検討できたらと思います。解釈としては事務局案でということ。何か御意見。

少林委員。

○少林委員 本当にいろいろ詳しく調べられて、いろんな方法で今後やっていく可能性もあるなどということも分かりますし、我々が固定化してる人たちしか来ないということは、私ももっと声かけたらよかったなという、各議員の多分反省にもつながるんじゃないかと思います。

1つだけ、案のほうで下のほうでは年に1回ということになっちゃってます。事務局のほうは1回以上とされていますので、ここを変えた理由がありましたら。

(発言する者あり)

○金繁委員長 石川委員。

○石川委員 先ほど7条3項と8条が関連性があるということで、愛南町議会基本条例としては、町民の意見を聞く、把握するという場は報告会のみ規定されているということですので、いろいろその課題はあるのは間違いないと思うんですが、聞く方法も含めてですね、この7条の3項とこの8条が、具体的に議会報告会で町民から意見を聞いて把握するという手段の方法として報告会のみ規定されてるという私は理解なんです。個人的な政治活動として町民から意見の収集、意見を聞くっていうのはそれは個人的な話なので、議会として町民から意見を聞いて把握するっていうのはこの議会報告会のみというのがこの基本条例にうたわれてることやという、私はそういう理解でおるんですよ。いい悪いは別にして。

○金繁委員長 今の石川委員の御意見に対して何かありますか、8条の後半部分ですよ、その前半は町民への報告について書いてますが、後半部分は報告は報告なんですけど、議会報告会について書いてます。報告の機会として、議会報告会のみ限定的な解釈をするということなんですけれども。

(発言する者あり)

○金繁委員長 町民の意見を把握するのが議会報告会のみと。

(発言する者あり)

○金繁委員長 愛南町基本条例は。どうですか、そんな限定的なものなんですか、皆さん御意見どうですか。

(発言する者あり)

○金繁委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 そういう限定的なものであれば、やはり前条第3項の何とかかんとかという言いようが入るはずなんです。だから僕はそういうふうにはちょっと捉えないです。

○金繁委員長 石川委員。

○石川委員 基本条例に書かれてるものは、この議会報告会のみしか書かれてません。ということ

は、それは限定的に理解してもよろしいんじゃないですかという考え方です。

○金繁委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 そういう捉え方もあるけど。

(発言する者あり)

○嘉喜山委員 それはちょっと拡大解釈なのかなと僕は思います。

○金繁委員長 町民の意見を聞く機会としては、ツールとしては議会報告会のみというふうに言ったんですよね。

(発言する者あり)

○金繁委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 本当は、ここほかの自治体の基本条例を見ると、こういうふうな書き方をしていないで、だからこの書き方自体の問題かなとは思いますが、僕としたらそういうふうには捉えたくないというところです。

(発言する者あり)

○金繁委員長 いいですか、ちょっと私の意見を言わせてもらいます。7条の3項、先ほど嘉喜山委員も御指摘になられたように、3項で町民の意見及び地域の要望を的確に把握するように努めると、一般的に総論的に書いてあります。これの方法として、8条に議会報告会のみとするなら、やはりこれは前条、私も嘉喜山委員と全く同じで、3条を具体化するものとして議会報告会のみを規定すると、限定的に捉えるはずなんです。にもかかわらず、3項で総論的に的確に把握するように努めるとあるので、議会報告会はその1つのツール、ほかにもいろんな方法があるよということを、2つの条文を合わせ読むと言っていると私は思います。皆さん、ほかの方どうですか。

石川委員。

○石川委員 その努める方法・手段についてですね、会議規則とか要綱とか基本条例とかですね、書いてないはずなんですよ、この努める定義というのは、こういうことを努めるということで定義しますと、出てくるのはこの8条のどこだけなんです。ということは、これだけが載っている。

○金繁委員長 分かるんやけど。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 書き方、規定の仕方は分かるんやけど、これはその改正時の課題にしませんか。僕も問題があるなとは思ってるけど。

以上です。

(発言する者あり)

○金繁委員長 私の意見、先ほども言いましたが、ただ限定的に捉えるのであれば、やっぱりそれは住民の意見を本来ならできるだけ議会が受け止めて、政策に反映させるというのが本来の流れなので、仕事なので、限定的にするんだったらやっぱり限定的に明確にしとかないといけないと思うんですよ。

先ほど7条の3項で言いましたように、今いろんな議会が、先ほど言ったモニター制度とかママさん議会とか、いろんな方法で町民の意見を聞いているので、私はその7条3項は、総論的にいろんな手段で的確に把握するよということをしていっていると思います。なので、限定的に捉えるっていうのは、むしろこの条例の趣旨に反する危険があるのかなと私は思います。

石川委員。

○石川委員 あくまでですね、基本条例は議会のことを書いてると私は理解してまして、その各個人の議員活動について、総花的に多分この7条3項は書いてるんじゃないかなと。ただし8条について、議会として、全員ですよ、議会というのは14名全員が行う活動としてこれのみを規定していると、今、現状はですよ。そういう私は理解です。

○**金繁委員長** いいですか、あのですね、7条3項は議員の活動をいつてるんじゃないでなくて、これも議会なんですよ。議会と町民との関係なのでそこは、議員の活動は何もいつてないんですよ。ここは。

○**石川委員** 理解はしてるんだけど、総花的に。じゃあいいですか。

○**金繁委員長** 石川委員。

○**石川委員** 総花的にこの7条3項は書いてるんだと思うんですよ。だからそれがゆえに、出てくる具体的な活動は議会報告会のみというのが今の基本条例を含めた今の、ほかに出てこないんですよ。

○**金繁委員長** 本多事務局長、お願いします。

○**本多事務局長** 1つの見方としましてですね、住民の意見を集めるとかですね、それから聞くという機会として、先ほどもありましたように参考人制度とか公聴会制度とかがあって、それは地方自治法に定められています。それを積極的に利用しようということで、わざわざここに基本条例の中にまた持ち出して整理してるというふうに理解してます。この議会報告会についてはですね、地方自治法にもその他法律にも全く根拠のないもので、これはここに改めて議会報告会として騒ぎ立てることは、一つの条例としての成果だというふうな見方もできるかなと思ってます。

○**金繁委員長** 一つの成果です。限定的ではないんです。それでですねもう一つ。
(発言する者あり)

○**金繁委員長** 池田委員。

○**池田委員** 申し訳ないこと言う、それは石川委員の解釈という意見ですよ、ここが出た。石川委員がそう解釈しているということで、それでいいんじゃないですか。そういうことで、それでほかの委員はどう解釈するかと。

○**金繁委員長** すみませんいいですか、池田委員ありがとうございます。石川委員の解釈ということで。

でですね、ちょっと私さっき7条に関して、3項に関して町民の意見を聞くという部分を8条と結びつけて言いました。8条は、確かにその報告会というのは町民の意見も聞く機会ではあるんですが、メインはその報告する、議会から町民に報告するということを規定しています。8条の前半部分は、議案等の審議の経過及び結果について町民に報告するとともに、ここで前文切れるんですよ一旦ね。とともに後半部分、町政全般にわたる課題について意見交換会等を行う議会報告会を年1回以上開催するものとするということなので、報告の機会としては議会報告会というのはその1つで、前文部分にあるように、町民にいろんな方法で報告するというのは、さっき石川委員おっしゃってたその町民の意見を聞くというのは別の報告会という意味では、議会報告会に限られるものではないということをつけ加えたいと思います。よろしいですか。

でですね、そこの前段部分で、これまでも愛南町議会の中でも何回か話し合ってきた議会だよりを発行してはどうかという課題もあります。これパブリックコメントにも何人かの方が書かれていました。これはまた終わった後に検討するかどうかは話し合えたらと思います。

他に何かありますか、いいですか。

少林委員。

○**少林委員** 解釈よく分かってよかったです。委員の意見も見て、この間の思い出しながら大変な会になりますけれど、うちらは議員になったからにはいろんなこと言われるということも、もうこれは覚悟してなっとるわけですから、ぜひ頑張ってやりましょう、関係ないこと言ってしまった。すみません。

○**金繁委員長** 報告会ね。吉田委員、たくさん調べていただいてありがとうございました。先進事例で大変参考になりました。

なれば、次9条いきたいと思います。9条担当私です。次に4章、議会と行政との関係について規定しています。9条は議会と町長等との関係です。1項、議会は町長等と常に緊張感ある関係を保持し、事務の執行について監視及び評価を行うものとするがあります。でですね、私は基本的にこの事務局の解釈案でいいなと思ったんですけども、この1項だけは一言付け加えたいのが、その首長と議会がともに住民を代表する二元代表制であるということが全文にうたわれて明記されておまして、まさにそれを具体化した条項がこの9条1項だと思います。ですので解釈案としてそこを、二元代表制の下というのを付け加えました。

文章ちょっと、切磋琢磨する議会としてと冒頭に事務局案ではあるんですけど、これを後ろのほうにもってきて、読み上げます。首長と議会がともに住民を代表する二元代表制の下、相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、議長は首長・執行機関を監視・評価するとともに、政策提案を通して首長・執行機関と切磋琢磨する役割を担いますとしてみました。参考にしたのは、その下にあります三重県議会の議会と市長等との関係、二元代表についての一文を参考にしました。

政策提案という言葉も入れました。っていうのが、今、議会改革で一番のメインの課題というのがこの政策提言できる議会になるということで、この議会活性化を始めるときに皆さんから頂いた御意見、一致してたのが政策提言できる議会になりたいということだったと思います。ですのでその一言も入れたいなと思って入れてみました、いかがでしょうか。

石川委員。

○石川委員 この緊張感ある関係を保持し、二元代表制ということで、もともと議決権を議員に、執行権を執行側に、町長・首長含めてというので二元代表制で、もともと緊張感はあるはずなんです、解釈としては。議決がなければ執行できないので、だからその事務の執行について監視及び評価して、議決権の行使をどうするかということが一番重要なんじゃないかなと、これは1項はですよ。2・3・4は一般的なことなんで。

○金繁委員長 緊張関係を保ちながらは要らないということですか。

○石川委員 元々、緊張しとるはずなんですよ、私の解釈は。

要は、先ほどもちょっと言ったように議員には議決権、議決があつて議案が通って初めて執行権が使えるということなので、どこの首長でも独断と偏見でやれば議会から反対されて否決されると。この前の鬼北なんかも鬼北町ですか、あれも執行部から出された予算に関して否決してましたので、当然その修正して鬼北町の執行部側はですね、あれ道の駅か何かの建て替え工事やったと思うんですけど。

○金繁委員長 ありましたね。

(発言する者あり)

○金繁委員長 釈明させてください、ありがとうございます。

これ緊張関係っていうのを入れたのは、条文の中に緊張感ある関係とあって、まさにおっしゃるとおり議決権を持っているということはそういうことなんですけど、ただ条文に緊張感ある関係ってあるので、これをどう説明したらいいかという一言解釈を入れるとしたらこういうことだなということで入れました。三重県の議会の解釈を入れたんですけど、相互の抑制と均衡によってという緊張関係を説明した一文を、一言を入れてます。この条文だけ読むと、常に議会は町長等と常に緊張感ある関係を保持してばつと出てきたらちょっと分かりにくいかなと思って、それはどういうことかというのを一言入れてみました。いいですかね、どうでしょうか皆さん。

少林委員。

○少林委員 非常にいろんなところを参考にして練られた文章だと思います。先ほど言いました緊張感の根拠となるのが説明がここにあるということ、それから切磋琢磨が政策提言を通して切磋琢磨しようという、このもすっきりと分かりやすいなと思っております。

○金繁委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか、よろしければこの解釈で通させていただきます。

吉田委員。

○吉田委員 今のどっちの意見ですか。

○金繁委員長 少林委員。

○吉田委員 じゃなくて、解釈のほうは事務局の案でいくのか、それともこの金繁委員長のほうでいくのかっていうのは。

○金繁委員長 今、少林委員が言ったのは、私の案でいいじゃないかという意見です。ほかに、皆さん御意見ないですか。

○吉田委員 二元代表制の特徴を入れるっていうことですかね。

○金繁委員長 を具体化したものであるということを、具体的に解釈に入れました。

吉田委員。

○吉田委員 執行機関と切磋琢磨する議会として、議決権の執行状況をという事務局の案のほうですっきりしてるのかなと、二元代表制というのは多分分かってると思うんで、それだったら事務局案のほうでいいじゃないかなというふうに私は思います。

○金繁委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 これ前回のまでの会議を受けて、委員会案のところで二元代表制という説明が入るとるわけなんですよ。だからもしこの案を採用するとなれば、二元代表制の下とか。

○金繁委員長 は要らない。

○嘉喜山委員 ということと、この切磋琢磨するのを政策提案を通してと、政策提案のみになつとんやけど、ちょっと今思いよったのはほかに何かあるのかなというところです。

○金繁委員長 政策提言だけなのか。立案が入ってるのもありました。

(発言する者あり)

○金繁委員長 等を入れる。

池田委員。

○池田委員 僕もさっき言った。

○金繁委員長 確かに、確かに大丈夫です。

(発言する者あり)

○金繁委員長 ありがとうございます。じゃあその二元代表制の下まではカットしますか。

(発言する者あり)

○金繁委員長 下までを切るということですよ。

下までを切るんですか。

代表制までは要らんということか、二元代表制の説明が要らないということですよ。

(発言する者あり)

○金繁委員長 分かりました。

尾崎委員はいかがでしょう。

○尾崎委員 ここにあるこの政策提案というのは、執行部からの提案と、議員が一般質問を通しての政策提案二通りありますけど、どっちのほうですか。

○金繁委員長 議会からの政策提言。

○尾崎委員 我々議員からの議場においては一般質問の中での政策提案を通して。

○金繁委員長 一般質問に限らずですね。

○尾崎委員 一般質問っていうのはいろんなパターン、ミソがあるんやけど、その中に政策提案の質問もあるみたいですよ。

○金繁委員長 ありますね。

○尾崎委員 最近勉強して、注意せないけんと思出したことなんですけど、その住民の声がこ

うなのでという政策提案というのはよくあるんですけど、言われたけんそれをそのまま議場に伝える、そういうのではなくて、声を踏まえて自分がしっかりと考えて、大きい目線に立ってそういう提案をせんといけんなど思いました。小さい小さい地区要望は、行政協力員の地区要望書の中で出てくるものであって、議場の中にそれを持ち込んでやるのは場違いやというのは最近感じたことです。

○金繁委員長 ありがとうございます。

嘉喜山委員、先ほど政策提案、一般質問だけではないというような意味のこんなことされたんですけど、よかったら一言どうぞ。

○嘉喜山委員 その単純にこれだけが、切磋琢磨する手段なのかなというところで、ちょっとここをどういうふうに表現したらいいかなと思っただけです。ただほかに思い当たらない。

○金繁委員長 すみません、等を入れるということの池田委員の。

(発言する者あり)

○金繁委員長 よろしいですか。いいですか。

(発言する者あり)

○金繁委員長 では今皆さんからいただいたインプットで、このようにしてはどうかと。二元代表制の下、相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、議会は首長・執行機関を監視・評価するとともに、政策提案等を通して首長・執行機関と切磋琢磨する役割を担います。いかがでしょうか。よろしいですか。

じゃあ2項いきます。2項は一般質問・質疑についてです。定例会での一般質問及び質疑は、広く町政上の論点及び争点を明確にして行わなければならないということで、2項以下は私事務局の案でいいと思います。2項、事務局の案は、本会議での一般質問及び質疑は、広く町政の課題に関する論点及び争点を明らかにしなければならないことを規定しています。

それです、御参考まで、以前から議会でも何回か話されてます一般質問・質疑の回数制限について、先進事例を紹介しておきます。

栗山町議会、北海道の先進事例では、第4章、愛南町と一緒に、町長と議会との関係の第5条で以下のように決めてます。議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員の質疑応答は、広く町政上の論点・争点を明確にするため一問一答方式で行うと。

それから、その次のページで松前町議会、これも同じく議会と町長との関係で次のように規定しています。14条2項、定例会での一般質問及び緊急質問は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため一問一答方式で行うものとする。このように条例で定めています。

申合せ事項で、愛南町は3回制限があります。その3回制限は、この解釈が終わった後に検討課題の一つとしてはどうかということをつけ加えておきます。

石川委員。

○石川委員 今ちょっとほかの議会の話も出されて聞きましたが、一問一答方式で、多分これは時間制限が当然かかっているというふうに理解してますんで、今、現状その答弁分割で、もう時間ぎりぎりになってることもしばしばあろうかと思うんで、そこの辺りの論議はどういう形にするのか含めてですね、また別の会議で考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。一問一答方式で今のボリュームをやろうとしたら、とてもじゃないけど時間内、40分という時間の中にはおさまらないと思いますんで、多分よその議会も時間はそんなに変わったもんじゃないかなと思ってますんで、だったらそれどういう形に、尻切れとんぼになるのもちょっとまずいでしょうし、もう1年たってほとんどの議員も一般質問されてですね、答弁も一括両方やられて。

○金繁委員長 すみません石川委員、ここで一問一答方式を導入するかどうかという議論をするんじゃないで、先ほど池田委員が指摘されたように、課題としてリストアップしておくだけです。また場を改めてとことん議論しましょう。よろしいですか。

じゃあ3項いってもいいですか、3項は、本会議における質問及び発言は、町民の目線で要点のみを分かりやすく述べ、抽象的・歪曲的発言は厳に慎み、品位ある発言に努めることということで、これも事務局の解釈のとおりでいいかと思います。

読み上げます。質問及び発言は町民にも理解できるよう簡明にし、相手の中傷したり事実と異なる発言を慎むことを規定していますということです。何か御意見とかありますか。よろしいですか。

じゃあ4項いきます。4項は、議長からの要請により本会議に出席した町長等は、議長の許可を得て、議員の一般質問及び質疑に対して論点または争点を明確にするよう求めることができるということで、反問権を規定します。事務局の解釈、議会と執行機関の活発な議論を図るため、本会議に出席した町長等は、議員からの質問及び質疑に対し、議長の許可を得て質問及び質疑の趣旨・内容、背景や根拠の確認を逆に質問できることを定めたものです。反問権の導入ということです。

私の参考資料として、栗山町議会でも松前町議会でも反問について規定しています。どこの議会だったかな、栗山町だったか芽室町だったか、先進的な北海道の町議会の解釈、ちょっとここには載せてないんですけど、こう書いているものもありました。次の10条の条文のように、町長の側対しては、その政策について根拠とかを出しなさいと求める以上は、議会のほうも議員も執行部のほうからその背景とか内容について明確にするよう求めるように定めるのが公平であるというふうに書かれていました。なるほどなと思いましたので、御紹介しておきます。

石川委員。

○石川委員 議員が答弁する場合に、反問権を使って反問されたの、この前逆質問じゃないですけど、あれは議員には認められてないんですよ。

○金繁委員長 すみませんもう一度、逆質問。

○石川委員 動議が出て趣旨説明して質疑に入るじゃないですか、質疑に入って、そのときに答弁する際に議員から議員に対して質問を返されたら、これは基本的に反問権じゃないかなと思うんですけど、議員に反問権は認められとるんでしたっけ。

○金繁委員長 すみません、反問権というのは議会と町長、執行部との間であって、議員の間でのものではないですよ。

石川委員。

○石川委員 ですよ。ちょっと前前回の議会のときにそういう件が見受けられたんで。

○金繁委員長 それ何のことかよく分かりませんが。

(発言する者あり)

○金繁委員長 休憩。すみません、ちょっとこの会議に直接関係ないので休憩します。

(休憩)

○金繁委員長 はい。いいですか。

では4項、反問権もそれでいいですかね。

1時間半ですが、どうしましょう10条やりますか。簡単ですよ10条ね。

尾崎委員、お願いします。

○尾崎委員 ではお手元の資料を見てください。第4章第10条ということで、10条は、議会審議における論点の明確化について示しております。原文示しておりますが、ちょっと読みます。

議会は町長が提案する重要政策について論点を明確にして、議論及びその政策水準を高めることに資するため、町長に対し次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとするということで、政策の発生源から将来にわたるコスト計算まで8つの項目について明らかにするように努めることができるということで書かれております。

解釈につきましては、まずその重要な政策の審議ということなんですけれども、これについ

て議論及び政策水準を高めるために、議会は町長に対し、先ほど申しました8つの項目にわたる論点について明確な説明を求められることができると規定していると解釈しております。

8つの項目それぞれここに示しておりますが、これに対する私の解釈なんですけど、まず1番の政策の発生源というのは、重要政策提案に至った背景としてどのような問題があるのかを説明を求められることができるのであろうと解釈しております。

2点目の提案に至るまでの経緯、これも重要政策の策定に際してどのような参考資料を収集したのか、あるいはどのような参考事例を調査研究したかなど、政策提案までの経緯について説明を求められるのではないかと解釈しております。

3点目の総合計画の整合性につきましては、第3次愛南町総合計画に示されたこの重要政策は、町の将来像実現のために町の基本的な方向性や方針を示すものであるのか、そういったところの説明を求められるのであろうと解釈しております。

4点目の他の自治体の類似する政策との比較検討については、重要政策確定に際して他の自治体の政策を参考としたのかどうか、参考したのであればその内容はどうかについて説明を求められるのであろうと解釈しております。

5点目の町民参加の有無とその内容につきましては、町民の民意を反映させたものであるのか、またどのような形をもって民意をくみ上げたのかについて説明を求められるのであろうと解釈しております。

6点目の関係ある法令及び条例につきましては、どのような法令及び条例に基づいたものであるのかについて説明を求められることができます。

財産措置につきましては、何を財源に幾らの予算措置を考えているのかについて説明を求めると。

そして、8点目の将来にわたるコスト計算、今回の重要政策の施行が及ぼす今後の町の財政への影響をどのように試算しているのか、あるいは経常収支比率への影響はどうかについて説明を求めるといふことであらうとそれぞれ解釈しております。

今回この10条の担当になって、それぞれの条文勉強しましたが、まさに定例会の議案の審議、これをよいものにするにはこの8つの論点をもって質疑をするということ念頭にしておくことが重要であると、そういうことに今回気がつきまして、ただ単に分かんという質問じゃなくて、こういった論点をまず念頭に入れて今後やっていこうという気持ちになる気がありました。

○金繁委員長 そうですね、ありがとうございます。どうですか皆さん。

この事務局のほうでは、10条をまとめて解釈を入れてくださってるんですけど、尾崎委員は8つの項目について一つ一つ解説を入れてくださいました。これも解釈に入れたほうがいいですかね。いかがでしょうか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 私は示されてはいたんですけど、これについては個人的に取り方の差があるので、この中でここまでは必要ないかなと思います。

○金繁委員長 なるほど。

吉田委員。

○吉田委員 ここはそうですね8項目で、これ別に尾崎委員のほうはこれは解釈で入れてくださってということじゃなくて、我々に教えてくれるために書いてくれてるんですよ。だから8項目でいいと思います。

(発言する者あり)

○金繁委員長 そうですね、分かりやすいですととても。

じゃあ解釈としては、この10条の事務局の書いてるのにされるということですかね。

○金繁委員長 分かりました。皆さん何か御意見とかありますか。

私1つ疑問なんですけど、尾崎委員この重要な政策っていうのはどのレベルの政策だった、かなり広く捉えていいのか、例えばコストにして幾ら以上とか、その施策、総合計画の中では政策とか施策とか分かれてるんですけど、政策というと本当に大きいですね。嘉喜山委員に聞くのがいいですね。

どうなんでしょうか、嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 言われるとおりで、ここはやっぱり取り方によって違ってて、今回の補正予算を例に上げると、僕としたらここを説明ないというのはおかしいなと思ったところもあったんで、やはり個人的に差があるけん、そこはなかなか踏み込みにくいなとは思いますが。

○金繁委員長 ありがとうございます。総合計画にいう政策のレベルだともう本当に大きいですよ、各施策じゃないですよ。だからこれだと何もこれ聞けないなと思ったことがあるんですけど、これはあれですね、ほかの議会がどうしてるかもちょっと調べてみたいですね、知りたいですね。またそれも課題にしましょうかね。

尾崎委員。

○尾崎委員 この重要政策については、何かの明確なものがない。

○金繁委員長 欲しいですね。

○尾崎委員 それぞれ我々議員の取り方といいますか、・・・ものがある、何か明快なものがないかなと思います。

○金繁委員長 そうですよ、コスト50万のものなのか1,000万のものなのかとか関係あるのか。

○尾崎委員 政策イコール予算なんですよ。予算のない政策ってないんです。金額で取るのか、その第3次愛南町総合計画の中の特に重要な課題解決するためのもの、当然重要なんですけど。

○金繁委員長 何か町民への影響が大きいものとか、いろんな要素がありますよね。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 これは議論とかじゃなくて提案なんですけど、もうやはりその本会議一発でやると分からないところが多すぎるんで、ここも検討課題とすべきかなと、委員会方式とか、と思っ
てます。

○金繁委員長 ありがとうございます、ぜひそうしましょう。

池田委員。

○池田委員 なかなか難しい問題やと思います。たとえ金額の少ない政策でも、最初はその政策で
いって将来にわたって必要なものもあるし、それがやっぱり将来にわたって大きな政策になっ
ていくこともあるんで、ちょっと十分に考えて検討したほうが。全て網羅する言葉はないかも
しれんですけど、その辺はちょっと十分に。

そういう意味で、こういう表現になつとるんかもしれんですけど、あんまり物事を限定して
しまうと、逆にちょっと問題うか、その辺は極端な話、10万の政策でもそれが将来に向けて
っていうこともありますんで、それから始めようという政策もありますんで、その辺はちょっ
とデリケートだと思います。

○金繁委員長 ここは調査研究課題にしましょう。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 もう1点すみません。僕の職員時代からするとですよ、今の概要説明資料っていう
のは結構充実しとるなとは思ってますよ。でもやっぱりここまで求めるとなると、あの様式で
も足りないぐらいにはいってしまうと。そこまで求めると、やはり負担も大きいなと思いま
す。

○金繁委員長 なるほどね。町の側の負担も考慮しながら、重要政策とは何かというのは、ほかの
議会とかがどういうふう運用してるかというのもぜひ調査して勉強しましょう。

じゃあ10条までいきましたが、どうでしょうか。今日ここまでにしますか。

○嘉喜山委員 やります。

○金繁委員長 じゃあお願いします、嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 第11条については、予算と決算における政策の説明資料の提出ということなんで、10条を受けた上でのことだと思ってます。解釈とすれば、もう事務局の分でいいとは思いますが。もう私が解釈以下で参考としてつけとるのについては、こういった法律等に基づいてこれはつくつとるんやというだけの説明だけの問題なんで、特にここには説明せんづくに私の説明といたします。

○金繁委員長 ありがとうございます。

この施行規則とその施行令のところ、少しだけ説明していただけませんか、ポイントを。嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 施行規則については、様式とかそういったものが定められておまして、以下15条ではその細かい規定。でずっと下へいきますと、例えば繰越明許費・繰越計算書はこういうふうに議会に出しなさいとかいうことが定められていて、施行令については、こういったものですけど、様式もある程度決まると。決算書・予算書全て自治法に基づいた様式であるということは、理解してもらいたいと思います。

○金繁委員長 ありがとうございます。

その様式にのっとして町の側から出していただいているということですね、これらに関しては。

○嘉喜山委員 それがその10条に戻るけど、この1から8号の項目を全て網羅しとるかいうたら、それはちょっと違うかなということですよ。

○金繁委員長 なので、分かりやすい資料を求めることができると、ここに規定しているということですよ。よく関係が分かりました、ありがとうございます。

池田委員、何かありますか。いいですか。

いいですか、石川委員。

○石川委員 今の予算なんかだったら、補正も含めてですけど説明資料がついてるでしょう。あれは基本的に、この10条の項目をほぼほぼ網羅してるんじゃないかなというふうに考えてますけど。

○金繁委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 そう思います。ただし、この基本条例に基づいてつくつとるかいうと、そこまではないとは思いますが。ただ思うのは、やはり説明不足のともあるかなというところです。

(発言する者あり)

○金繁委員長 少林委員。

○少林委員 すみません、その予算の説明とかで聞きよって、私ちょっと分かりにくいことがあります。分かりやすい説明ということなんですが、各分野別にこのようにしてこうという説明は分かるんですが、ちょっと何か羅列的な感じがしまして、例えば町のここ3年間は、例えばその少子高齢化だからこの少子のところをどんとするのが、これを物すごい幹としてやりますとかですね三本柱で。その柱の枝として、第1の枝がこうで第2の枝がこうで、それがこのように絡み合って各課がこのようになっていますというようなですね、ああそういうふうな構造でなってるのかっていうのがちょっといつも見えないなという気がします。

(発言する者あり)

○金繁委員長 少林委員の指摘も分かります、そして今言われたように、一応総合計画の何章の何番ですというようなひもづけはしてあるんですけど、じゃそれがどういうふうに、実際どういう必要性があってこの施策が出てきたのかっていうのは、その出てきたものだけでは見えないこともあるので、説明不足というのはそういうことですよ。なのでそれは求めることができますよね。

少林委員。

○少林委員 松野町の出してるのを見ると、それが町の一本の木のような感じで、全部がこの課と

この課こう絡み合っってこうなってるのが分かるようなんで、ぜひそうしていただいたらと思います。

○金繁委員長 それは町に求めてください。

(発言する者あり)

○金繁委員長 解釈なしでいいですか。

(「はい」と言う者あり)

○金繁委員長 お疲れさまでした、ありがとうございました。

じゃあ次は5章ということで、切りのいいところで終わります。

ちょっと待ってください。

石川委員。

○石川委員 1時間に1回は休憩をとっていただきたいと思います。

○金繁委員長 失礼しました、そうですね。

○吉田副委員長 長時間にわたりまして、確かにそうでもう2時間ですからちょっとね。換気も含めて、次回からちょっと気をつけていきたいというふうに考えております。

ちょっとペースが遅いのかなというふうにちょっと私は心配してるんですが、次回全部条文だけは解釈だけは終わるような形でいけば、何とかいいのかなというふうな気がします。

今日は本当に長時間お疲れさまでございました。

議会活性化特別委員会委員長